

よくある支給基準Q&A

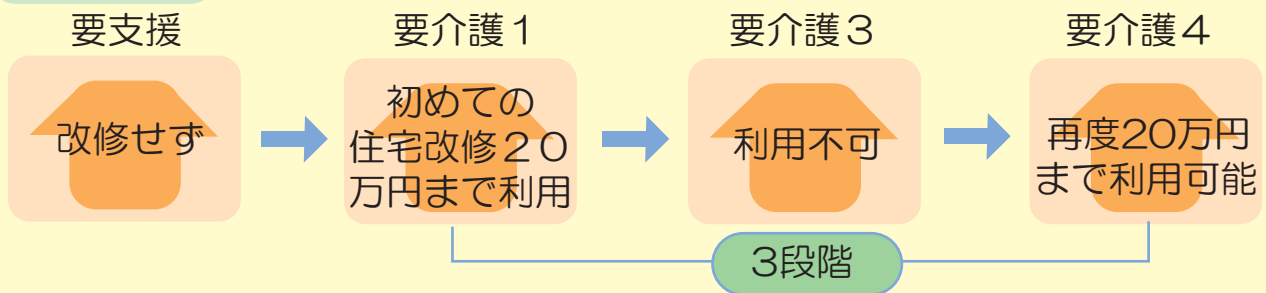
Q 20万円以内だったら、何回でも改修工事ができるの？

A 1度の改修で全額20万円を使いきらずに、数度に分けて使う事もできます。

Q 要介護の段階が上がったら、どうなるの？

A 要介護度が、1回目に住宅改修の支給を受けた日より3段階以上上がった場合には、再度20万円まで支給可能となります。ただし、1回限りの適用となります。

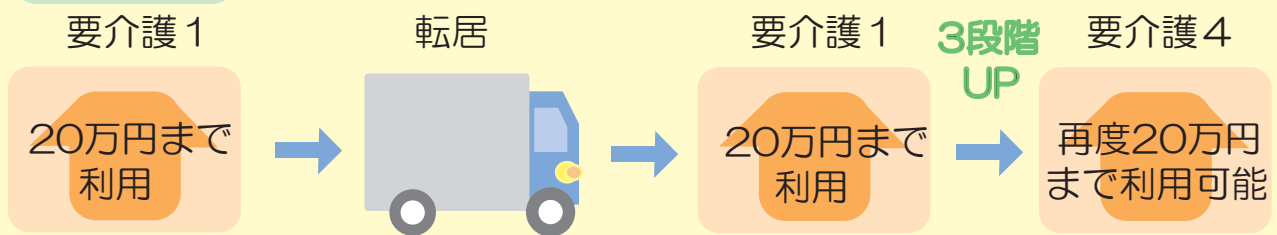
例えば



Q 引越したら、また20万円支給されるの？

A 転居した場合には、転居後の住宅について新たに20万円まで支給可能となります。また、前述の3段階リセットの例外は転居後の住宅のみに着目して適用されます。（転居リセットの例外が優先）

例えば



Q 夫婦二人とも要介護認定の場合は？

A 2人分合わせて利用できます。但し、工事の申請理由はそれぞれ別に必要です。改修費用のうち20万円までは住宅改修費の支給申請をする事ができ、その9割（最大18万円）が「介護保険」で支給されます。残りの1割（最大2万円）と、20万円を越えた部分の全額が自己負担となります。ただし、一人ひとり別々の目的で18万円ずつ支給されますので、全工事費用が40万円を超えた場合でも、改修目的がお二人に共通する箇所の住宅改修についてはお一人のみの支給となります。

●介護保険住宅改修費の詳しい給付対象内容につきましては、改修の部位や内容が各市町村により異なりますので、事前にお住まいの地域で必ずご確認ください。